

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則…………… (税務課)	11
○租税特別措置法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則…… (建設部総務課)	12
告 示	
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回…………… (医療政策業務課)	12
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (医療政策業務課)	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	13
○建設業者に対する監督処分…………… (建設情報課)	13
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	13
○河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管…………… (河川課)	14
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	14
道監査委員公表	
○監査公表第8号……………	16
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	17
○特定調達契約に係る入札の公告……………	17
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	18

規 則

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年7月10日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第67号
北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。
第26条第4号中「第99条の5、第117条及び第119条」を「第60条、第61条の20及び第61

条の21」に改め、同条第5号中「第107条第1項及び第119条」を「第61条の9第1項及び第61条の21」改める。

第49条の4の3の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改める。

第49条の7第1項第3号中「第73条の4第1項第3号」の次に「、第3号の2」を加え、同項第3号の2中「政令で定める」を「政令第36条の6に規定する」に改め、同項第11号中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第59条の3第1項中「総務省令で定める様式」を「総務省令第16号の29様式」に改める。

第63条の3中「第76条第1項」を「第63条第1項」に改める。

第63条の4の見出し中「第144条の21」を「第144条の21第9項」に改め、同条中「第144条の21」を「第144条の21第9項」に、「総務省令で定める様式」を「総務省令第16号の24様式」に改める。

第63条の5の見出し中「政令で定める」を「政令第43条の15第13項の」に改める。

第66条第2項中「総務省令で定める」を「総務省令第8条の43第1項の」に改め、同条第3項中「総務省令」を「総務省令第8条の44第4項ただし書」に改める。

第66条の2中「総務省令」を「総務省令第8条の51第2項ただし書」に改める。

第66条の2の2中「総務省令」を「総務省令第8条の53第6項ただし書」に改める。

第67条の15中「別記第58号様式の2の6」を「別記第68号様式」に改める。

附則別記第1号様式末尾欄外注意1の事項中「第23条の7第3項」を「第23条の7第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に改める。

附則別記第2号様式末尾欄外注意1の事項中「第23条の7第31項第1号」を「第23条の7第39項第1号」に改める。

別記第54号様式(裏)中「売買契約書及び売買代金領収書の写し」を「売買契約書の写し及び売買代金領収書の写し」に改める。

別記第70号様式その1中「精神障害者保険福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。

(北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則(平成18年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第119条」を「第61条の21」に改める。

(北海道核燃料税条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道核燃料税条例施行規則(平成20年北海道規則第84号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第119条」を「第61条の21」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第49条の4の3及び第49条の7第1項第11号の改正規定並びに附則別記第1号様式及び附則別記第2号様式の改正規定は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第49条の4の3及び第49条の7第1項第11号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正後の規則第49条の7第1項第3号の規定は、平成21年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

租税特別措置法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第68号

租税特別措置法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項(1)中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表4の項中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）

第2条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項、第7条、別記第1号様式及び別記第3号様式中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正）

第3条 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道

規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、別記第1号様式、別記第2号様式並びに別記第5号様式中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則又は租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則又は租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第509号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

医療法人社団良和会新ことに外科・胃腸科クリニック（札幌市）

釧路市医師会病院（釧路市）

医療法人社団三慈会西池整形外科クリニック（釧路市）

北海道告示第510号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項中「医療法人松田整形外科病院」を「松田整形外科記念病院」に改め、同項医療法人社団良和会新ことに外科・胃腸科クリニックの事項を削り、同項医療法人社団碩心会

心臓血管センター北海道大野病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

函館市の項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項、医療法人社団函館脳神経外科病院の事項及び共愛会病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

小樽市の項中「市立小樽第二病院」を「小樽市立脳・循環器・こころの医療センター」に改め、同項市立小樽病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

旭川市の項中「医療法人回生会大西病院」を「大西病院」に改める。

釧路市の項「釧路市医師会病院 釧路市幣舞町4番30号 平成23. 1.31」を「医療法人社団三慈会釧路病院 釧路市幣舞町4番30号 平成24. 6.30」に改め、同項独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改め、同項医療法人社団三慈会西池整形外科クリニックの事項を削り、同項総合病院釧路赤十字病院の事項及び市立釧路総合病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改め、同項中「医療法人孝仁会星が浦病院」を「社会医療法人孝仁会星が浦病院」に改め、同項中「釧路孝仁会記念病院」を「社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院」に改める。

帯広市の項中「医療法人社団北斗北斗病院」を「社会医療法人北斗北斗病院」に改める。

留萌市の項中「医療法人孝仁会留萌セントラルクリニック」を「社会医療法人孝仁会留萌セントラルクリニック」に改める。

苫小牧市の項王子総合病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

稚内市の項医療法人禎心会稚内禎心会病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

芦別市の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

名寄市の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

石狩市の項医療法人はまなすはまなす医院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

倶知安町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

下川町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

遠別町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

幌延町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

小清水町の項の次に次の1項を加える。

佐呂間町 J A北海道厚生連佐呂間厚生病院 常呂郡佐呂間町字永代町 平成24. 6.30
176番地

遠軽町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

白老町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

厚岸町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

標津町の項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改める。

北海道告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 中川郡豊頃町薄別14の1・15の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成21年6月26日
- 2 処分を受けた者
(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社キタワラ 岩本 一志
(2) 主たる営業所の所在地 函館市末広町15番3号
(3) 建設業の許可の番号 (般-18) 渡第101号
- 3 処分の内容
(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
(2) 営業停止の期間 平成21年7月10日から平成21年7月16日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路線名	雨竜旭川線			
3	道路の区域				
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡鷹栖町5817番1地先から		前	10.00mから	797.00m	—
上川郡鷹栖町3416番2地先まで			21.00mまで		
		前	14.50mから	791.00m	—
			53.50mまで		
		後	14.50mから	791.00m	—
			53.50mまで		

北海道告示第514号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用について、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者の負担とする。

平成21年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) 名称又は種類 倉庫
 - (2) 形 状 材質：トタン（表面積108.58㎡）、材質：アルミ（表面積83.6㎡）
 - (3) 数 量 1
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場 所 釧路市大楽毛南4丁目4番地先
 - (2) 日 時 平成21年6月2日9時15分から同月5日16時まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日 時 平成21年6月5日17時
 - (2) 場 所 釧路市堀川町7番2 堀川分室（北海道釧路土木現業所事業課車庫）
- 4 保管した工作物を返還する場合の手続

北海道釧路土木現業所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について、権原を有する者であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

〒085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所管理部管理課管理第一係 電話：0154-23-0562

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月10日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ等（北海道土木工事設計積算システム端末機）の賃貸借一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成21年9月1日から平成26年8月29日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

 - (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成21年7月10日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 別紙の申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成21年8月7日 午前10時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ等の賃貸借 56台

イ 予定時期 平成21年8月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成21年5月29日付け北海道石狩支庁告示第13号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0383

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 12, Printer 30, Switching Hub 50, 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 7 2009

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo District Public Works Management Office, Hokkaido Government, Nishi 16-Chome, Minami 11-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道上川支庁告示81号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月10日

北海道上川支庁長 坂口 収

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック 3台

交換契約により除雪トラック3台（10t級、6×6、（S）G2W2台及び7t級、タンク、（S）1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック3台（10t級、6×6、（S）G2W）を当該契約の相手方から調達する。

イ 除雪グレーダ 2台

交換契約により除雪グレーダ2台（4.0m級）を契約の相手方に供し、除雪グレーダ2台（4.0m級）を当該契約の相手方から調達する。

ウ 凍結防止剤散布車 1台

交換契約により凍結防止剤散布機1台（2.0m³）を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台（湿式4.0m³）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成21年11月30日（月）

- (4) 納 入 場 所
 ア 北海道旭川土木現業所士別出張所
 イ及びウ 北海道旭川土木現業所事業課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 ア 申 請 の 時 期 平成21年7月10日（金）から同月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
 (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階
 旭川土木現業所会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課）
 (2) 入 札 日 時 平成21年8月19日（水）午前11時（送付による場合は必着）
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年度北海道告示第448号1の(2)及び(3)による。

- 7 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。
 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：asahikawadoboku.somu@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)から(13)によるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
 電話番号 0166-46-4908
- 10 Summary
 A. Nature and quantity of the products to be purchased :
 a. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 3
 b. Snow Removing Grader (Blade length : 4.0 meters class) Quantity 2
 c. Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4-Wheels drive) Quantity 1
 B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 19, 2009
 C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 6-19-1-1 Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan.
 Phone : 0166-46-4908

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成19年度に係

る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課並びに道の本庁及び各支庁（石狩支庁を除く。）に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成21年7月10日

北海道監査委員 沢 岡 信 広
北海道監査委員 喜 多 龍 一
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年7月10日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成21年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成21年7月10日に一般競争入札の公告を行うベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検契約

(2) 資 格 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 平成21年7月1日現在において引き続き2年以上の回転翼航空機の修理事業を営んでいること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前10営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条(2)ト（総重量3トン以上の回転翼航空機）に係る事業ができ、経済産業省が発行する当該事業に係る航空

機用機器修理方法認可証を受けていること。

(4) 製造者のベル・ヘリコプター・テキストロン社からベル式412のオーソリズド・カスタマー・サービス・ファシリティの指定を受けていること。

(5) 国土交通省が発行する航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、4号及び7号に係る事業場認定書を受けていること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成21年7月10日（金）から同年7月28日（火）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

北海道警察本部告示第184号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月10日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成21年12月28日まで

(4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成21年北海道警察本部告示第183号に規定するベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検契約に関する資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部施設課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課)
- (2) 入札日時 平成21年8月21日 午前11時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 6 入札説明書等の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約を担当する組織に申し込むこと。
また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。
- (3) 交付期間 平成21年7月10日（金）から同年7月28日（火）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 8 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線2282
- 9 Summary

- A. The nature and quantity of the services to be procured : Bell Model 412EP (Daisetsu-III)
5-years inspection repair services
- B. Bid tendering time and date : 11 : 00 A.M., August 21, 2009
- C. Contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2282

北海道警察本部告示第185号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年7月10日

北海道警察本部長 鎌田 聡

- 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|------------------|--------|
| 警察官（男性）用夏服上衣（長袖） | 3,468着 |
| 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） | 1,636着 |
- (2) 落札を決定した日
平成21年6月5日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社ジー・エム・エイチ
イ 住 所 札幌市中央区北5条西16丁目1番6号
- (4) 落札金額
37,462,782円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成21年4月24日付け北海道警察本部告示第121号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目
- 2(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|---------------|--------|
| 警察官（男性）用合服上衣 | 1,368着 |
| 警察官（男性）用合服ズボン | 2,705本 |
| 警察官（男性）用合帽子 | 1,357個 |
| 警察官（男性）用合活動帽 | 935個 |
- (2) 落札を決定した日
平成21年6月12日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 株式会社バル

イ 住所 札幌市中央区北13条西17丁目

(4) 落札金額

55,111,224円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成21年5月1日付け北海道警察本部告示第127号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

